
3 0 0 1. 輸出申告事項登録

業務コード	業務名
E D A	輸出申告事項登録

1. 業務概要

「輸出申告（EDC）」業務に先立ち、以下の手続き（以下、輸出申告等という。）に係る事項を登録または訂正する。

申告等種別コード	手続き内容	特記事項
E	輸出申告	当初の申告条件が「X」「Y」の場合（以下、「搬入前申告」という。）を含む。
R	積戻し申告	搬入前申告を含む。
N	特定委託輸出申告	
M	特定製造貨物輸出申告	
T	特定輸出申告	
G	展示等積戻し申告	

本業務登録時に貨物情報を利用することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した輸出申告等事項は、EDC業務までの間、任意に訂正できるが、輸出申告以降の訂正は、「輸出申告変更事項登録（EDA01）」業務で行うこととなる。

また、EDC業務時に申告条件「I」（搬入時申告）、「K」（開庁時搬入後申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）が登録された場合は、EDC業務の自動起動前であれば本業務により申告事項の訂正をすることができる。

申告等種別コード「N」の場合、輸出承認証等識別欄に「AEOU」または「AEOH」を入力することで特定委託輸出申告が可能である。

申告等種別コード「M」の場合、輸出承認証等識別欄に「AEOM」を入力することで特定製造貨物輸出申告が可能である。

登録した輸出申告等事項は、EDC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

航空の場合は、1輸出申告等で扱うことができる貨物の単位は次の通りである。

- ①AWBまたはHAWBについて搬入された単位
- ②「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けされた単位
- ③「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せされた単位
- ④「輸出貨物情報仕分け登録（AHU）」業務により情報の分割された単位
- ⑤「輸出貨物情報仕合せ登録（AHV）」業務により統合された単位

登録した輸出申告等事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①本業務が入力された日において輸出者が特定輸出者、特定製造貨物輸出者、または申告等予定者（申告等予定者の入力がない場合は入力者）が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をAEO申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④申告貨物識別に「X：MDA貨物」の登録がない。
- ⑤輸出貿易管理令別表1の第1項に該当するコードの入力がない。
- ⑥あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

(1) 海上の場合

通関業

(2) 航空の場合

航空貨物代理店、通関業

3. 制限事項

- ①大額申告の場合、入力欄数は99欄以下であること。
- ②少額申告の場合、入力欄数は1欄であること。
- ③申告価格の合計が13桁以下であること。
- ④按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。
- ⑤邦貨換算後のベーシックプライスの金額、FOB価格、インボイス価格は、それぞれ13桁以下であること。
- ⑥輸出統計品目番号に係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が12桁以下であること。
- ⑦航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 海上の場合

輸出申告等事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている事項登録者または申告予定者と同じであること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(C) 航空の場合

(a) 通関業が行う場合

輸出申告等事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている事項登録者または申告予定者と同じであること。または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(b) 航空貨物代理店が行う場合

輸出申告等事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている事項登録者と同じであること。

(D) 道路運送車両法における輸出抹消仮登録（以下、輸出抹消仮登録という。）を証明する旨を登録する場合は、入力者または申告予定者が輸出自動車DBに登録されている輸出自動車情報登録を行った通関業者と同じであること。または、当該通関業者に対して、申告予定者（入力がない場合は入力者）が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(E) 電子インボイス受付番号に入力があった場合は、申告予定者または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関用申告予定者と同じであること。または、通関用申告予定者に対して、申告予定者（入力がない場合は入力者）が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(F) 特定委託輸出申告の場合は、申告予定者または入力者が認定通関業者としてシステムに登録がされていること。

(G) 輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合は、申告予定者（入力がない場合は入力者）が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同じであること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

②輸出申告等がされていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック（海上のみ）

郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
- (C) 輸出申告等がされていないこと。
- (D) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。
- (E) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。（③④については本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックする。）
 - ①貨物個数
 - ②個数単位コード
 - ③積載予定船舶コード
 - ④積込港コード
- (F) 入力された通関予定蔵置場コードが、貨物情報DBに登録されている蔵置場所（搬入予定先）と一致すること。

ただし、保税運送承認された積戻し貨物の場合は、入力された通関予定蔵置場コードが、貨物情報DBに登録されている到着地と一致していること。

なお、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。
- (G) 貨物がすでに通関予定蔵置場に蔵置されており、かつ、分散蔵置である場合は、蔵置場所は5ヶ所以内であること。
- (H) 仕分けの親となっていないこと。
- (I) 仕合せの親となっていないこと。
- (J) 訂正保留となっていないこと。
- (K) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。
- (L) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。）
- (M) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「亡失届受理」
 - ②「滅却承認」
 - ③「現場収容」
 - ④「税関内収容」
 - ⑤「その他の搬出承認」
 - ⑥「特定輸出許可取消」
- (N) 貨物手作業移行されていないこと
- (O) 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物の場合、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告であること。
- (P) 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物ではない場合、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告でないこと。
- (Q) 展示等積戻し申告の場合、積戻し貨物であること。
- (R) 特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合、輸入積戻し貨物、本船扱い貨物及びふ中扱い貨物でないこと。
- (S) 申告予定者（入力がない場合は入力者）が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、申告予定者（入力がない場合は入力者）が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。ただし、郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

- (A) 輸出申告等がされていないこと。
- (B) MAWBでないこと。
- (C) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。
- (D) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。
- (E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (F) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (G) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (H) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、輸出貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を除く。）
- (I) 入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- (J) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (K) 貨物手作業移行されていないこと。
- (L) 展示等積戻し申告の場合、積戻し貨物であること。
- (M) UBG貨物でないこと。
- (N) 輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と申告予定者（入力がない場合は入力者）が一致すること。または、通関依頼先に対して、申告予定者（入力がない場合は入力者）が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- (O) 入力者が航空貨物代理店の場合で、輸出貨物情報DBに航空貨物代理店が指定されている場合は、その登録されている航空貨物代理店の利用者と一致すること。

(6) 輸出品目DBチェック

- (A) 大額申告の場合は、以下のチェックを行う。（展示等積戻し申告を除く。）
 - ①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。
 - ②輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、本業務の入力日が適用期間内であること。
 - ③輸出統計品目番号について、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。
 - ④輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がないこと。
- (B) 少額申告または展示等積戻し申告の場合で、輸出統計品目番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。
 - ①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。
 - ②輸出統計品目番号欄に9桁の品目コードが入力された場合で、輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、本業務の入力日が適用期間内であること。

(7) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合、以下のチェックを行う。

- (A) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(B) 入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容と一致すること。

- ①輸出管理番号
- ②輸出者コードの先頭8桁または13桁
- ③積載予定船舶コード

(C) 申告予定者（入力がない場合は入力者）が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている通関業者と一致すること。または、当該通関業者に対して、申告予定者（入力がない場合は入力者）が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(8) 輸出関税減免税コードDBチェック

- ①関税減免戻税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②申告予定年月日が、関税減免戻税コードの適用期間内であること。
- ③特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、関税減免戻税コードが、特定輸出申告で使用不可の旨が登録されていないこと。

(9) 輸出貿易管理令関連チェック

- ①輸出承認証等区分欄に輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）別表1の許可済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1に該当するコードの入力があること。
- ②輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表1の許可済に該当するコードの入力があること。
- ③輸出承認証等区分欄に輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表2に該当するコードの入力があること。
- ④輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表2に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表1の許可済または輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力があること。
- ⑤輸出貿易管理令別表コード欄に無償貨物に限り適用されるコードの入力がある場合は、インボイス価格区分コード欄に無償貨物の旨または有償貨物と無償貨物の混在の旨の入力があること。
- ⑥輸出貿易管理令別表コード欄に少額申告に限り適用されるコードの入力がある場合は、当該申告は少額申告であること。
- ⑦輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードに対して適用される仕向国がある場合は、入力された最終仕向地の国名と一致すること。
- ⑧輸出承認証等区分欄に輸出令別表コードの入力を要するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に入力があること。
- ⑨特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1の第1項に該当するコードが入力されていないこと。

⑩輸出承認証等区分欄に「FE」または「FT」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出許可に該当するコードの入力があること。

⑪輸出承認証等区分欄に「E1」または「E2」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出承認に該当するコードの入力があること。

⑫輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1に該当するコードの入力がある場合は、外為法第48条コード欄に入力があること。

⑬輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1以外に該当するコードの入力がある場合は、外為法第48条コードに入力欄がないこと。

⑭輸出貿易管理令別表コード欄が入力されていない場合は、外為法第48条コード欄に入力がないこと。

(10) 輸出自動車DBチェック

- ①輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。
- ②輸出申告等がされていないこと。
- ③マニュアルで輸出抹消仮登録が証明済である旨の登録がされていないこと。

(11) 国内用輸出入者DBチェック

- (A) 輸出者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。
- (B) 特定輸出申告の場合は、特定輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。
- (C) 特定製造貨物輸出申告の場合は、特定製造貨物輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。

(D) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードであること。
- ②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードまたは、無符号輸出者であること。
- ③識別符号欄が「3」の場合は、チェックを行わない。
- ④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸出者コードであること。

(12) インボイス・パッキングリストDBチェック

電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。

- ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③他の輸出申告等で使用されていないこと。
- ④インボイス識別欄に「C」の入力があつた場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務、または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務がされていること。

(13) ライセンスDBチェック

(A) 輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。

- ①電子ライセンス番号が、輸出承認証番号等欄に重複して入力されていないこと。
- ②電子ライセンス番号が、ライセンスDBに存在すること。
- ③電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。
- ④入力された申告予定年月日（入力がなければシステム日）が、ライセンスDBに登録されている有効期限内であること。ただし、ライセンスDBに登録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。
- ⑤入力された輸出承認証等識別が、ライセンスDBに登録された承認証等識別と一致すること。
- ⑥入力された輸出者コードが、ライセンス所有者（申請者区分「本人」「委任」「連名」）にかかる申請者個別情報DBに登録されている輸出入者コードまたは法人番号と一致すること。また、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。
ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。
- ⑦輸出者コードが入力されていない場合、ライセンス所有者に無符号輸出者が存在すること。ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。

(B) 輸出承認証等識別欄に外為法書面ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。

- ①書面ライセンス番号が、ライセンスDBに存在しないこと。存在する場合は、ライセンスDBに紙交付・紙切替の旨が登録されていること。

(13) 14 その他のチェック

(A) 大額申告の場合、少額申告の場合にかかわらずチェック

- ①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ②MDA貨物の場合の申告官署は、MDA受付官署であること。
- ③申告官署は、輸出申告受付官署であること。
- ④申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- ⑤通関予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。（輸出者コードの先頭8桁または13桁が一致すること。）

(B) 大額申告の場合のみのチェック

- ①欄単位の申告価格を算出する場合で、ベーシックプライス按分係数欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。
- ②ベーシックプライス合計欄に入力がある場合は、入力された値はベーシックプライス按分係数欄に入力された按分係数の合計値より大きいとか等しいこと。
- ③欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。
- ④1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- ⑤全欄が無償貨物に係る入力でないこと。

(C) あて先官署等に係るチェック

- ①輸出申告等の場合は、あて先官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」、申告貨物識別に「X：MDA貨物」に登録がある場合、輸出貿易管理令別コードに特定輸出申告等が不可の旨が登録されている場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。
- ②特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、積込港を管轄する税関への申告を可能とする。
- ③申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵便署でないこと。

(D) 官署変更後の変更不可チェック

EDY業務後の場合は、以下のチェックを行う。

- (a) 入力者が、輸出申告DBに登録されている当初の申告者と同一であること。
- (b) EDY業務で入力されたあて先官署（入力がなかった場合は当初のあて先官署）を管轄する税関と本業務で入力されたあて先官署（入力がない場合は払い出される官署）を管轄する税関が同一であること。
- (c) 入力された以下の項目が、輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①輸出者コード
 - ②輸出者名（輸出者コードがスペースの場合のみチェックする）
 - ③輸出者郵便番号
 - ④輸出者住所1（都道府県）
 - ⑤輸出者住所2（市区町村（行政区名））
 - ⑥輸出者住所3（町域名・番地）
 - ⑦輸出者住所4（ビル名ほか）
 - ⑧輸出者電話番号
 - ⑨税関事務管理人コード
 - ⑩税関事務管理人受理番号
 - ⑪税関事務管理人名
 - ⑫仕向人コード
 - ⑬仕向人名

- ⑭仕向人住所 1 (Street and number/P. O. BOX)
 - ⑮仕向人住所 2 (Street and number/P. O. BOX)
 - ⑯仕向人住所 3 (City name)
 - ⑰仕向人住所 4 (Country sub-entity, name)
 - ⑱仕向人郵便番号 (Postcode identification)
 - ⑲仕向人国名コード (Country coded)
 - 20 検査立会者
 - 21 輸出管理番号 (海上のみチェックする)
 - 22 AWB番号
 - 23 貨物個数
 - 24 個数単位コード (海上のみチェックする)
 - 25 貨物重量 (グロス) (海上のみチェックする)
 - 26 重量単位コード (グロス) (海上のみチェックする)
 - 27 最終仕向地コード
 - 28 最終仕向地名
 - 29 輸出承認証等区分
 - 30 輸出承認証等識別 (繰り返し 1 5 回すべてが一致すること)
 - 31 輸出承認証番号等 (繰り返し 1 5 回すべてが一致すること)
 - 32 インボイス識別
 - 33 電子インボイス受付番号
 - 34 インボイス番号
 - 35 インボイス価格条件コード
 - 36 インボイス通貨コード
 - 37 インボイス価格
 - 38 インボイス価格区分コード
 - 39 FOB通貨コード
 - 40 FOB価格
 - 41 ベーシックプライス合計
 - 42 要船積 (搭載) 確認識別
 - 43 記事 (税関用)
 - 44 積込港コード (E D Y 業務において、積込港コードが指定されている場合のみチェックする)
- (d) 入力された以下の項目が、全欄について、輸出申告 D B に登録されている内容と一致すること。
- ①輸出統計品目番号
 - ②N A C C S 用コード
 - ③品名
 - ④数量 (1)
 - ⑤数量単位コード (1)
 - ⑥数量 (2)
 - ⑦数量単位コード (2)
 - ⑧ベーシックプライス按分係数
 - ⑨ベーシックプライス通貨コード
 - ⑩ベーシックプライス金額
 - ⑪他法令コード (繰り返し 5 回すべてが一致すること)
 - ⑫輸出貿易管理令別表コード
 - ⑬外為法第 4 8 条コード

- ⑭関税減免戻税コード
 ⑮内国消費税免税コード
 ⑯内国消費税免税識別

5. 処理内容

○：処理を行う

項番	処理名	展示等積戻し申告	左記以外
1	入力チェック処理	○	○
2	あて先官署決定処理	○	○
3	邦貨換算処理		○
4	申告価格算出処理	○	○
5	申告価格の統合処理	○	○
6	統計計上用計算処理	○	○
7	代表輸出統計品目番号の設定処理		○
8	あて先部門の決定処理	○	○
9	蔵置官署の決定処理	○	○
10	蔵置部門の決定処理	○	○
11	申告等番号の払出し処理	○	○
12	搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理	○	○
13	輸出申告DB処理	○	○
14	インボイス・パッキングリストDB処理		○
15	添付ファイル管理DB処理	○	○
16	ライセンスDB処理		●
1617	注意喚起メッセージ出力処理	○	○
1718	出力情報出力処理	○	○

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) あて先官署決定処理

(A) あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) あて先官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース、Y、K、 E	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力があった場合）が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力があった場合）について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署
2	以下の条件をすべて満たす場合 ①航空である ②申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力があった場合）について通関業者用申告官署がシステムに登録されている	通関業者用申告官署	通関業者用申告官署	
3	上記以外の場合	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	

(3) 邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、F O B通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード欄に入力された通貨コードが「J P Y」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

(4) 申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

(A) ベーシックプライス金額欄に入力された場合

ベーシックプライス金額を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(B) ベーシックプライス按分係数欄に入力された場合

$$\frac{\text{申告価格合計}^{*1} \times \text{ベーシックプライス按分係数}}{\text{ベーシックプライス合計}^{*2}}$$
を申告価格^{*3}とする。

(* 1) 下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

- ① F O B 価格欄に入力がある場合は、F O B 価格欄
- ② F O B 価格欄に入力がない場合は、インボイス価格欄

(* 2) 下記のいずれかをベーシックプライス合計とする。

- ① ベーシックプライス合計欄の入力値
- ② ベーシックプライス合計欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値

(* 3) 申告価格の円位未満は切捨てる。

(C) ベーシックプライス金額欄、ベーシックプライス按分係数欄のいずれにも入力がない場合

下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

- ① F O B 価格欄に入力がある場合は、F O B 価格欄
- ② F O B 価格欄に入力がない場合は、インボイス価格欄

(5) 申告価格の統合処理

当該申告が大額申告の場合にのみ、輸出統計品目番号が同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。

N A C C S 用コード欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。

N A C C S 用コード欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力された欄は統合しない。

(6) 統計計上用計算処理

当該申告が大額申告であり、かつ普通貿易統計、金統計または通過貿易統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

- ① N A C C S 用コード欄に「E」（普通貿易統計計上除外の貨物の旨）が入力されている場合で、輸出品目 D B に金統計計上である旨の登録がされていない物品。
- ② N A C C S 用コード欄に「T」（通過貿易統計計上対象の貨物の旨）が入力されている物品。
- ③ 輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- ④ 関税減免戻税コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。

(A) 統計用申告価格の算出

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。

なお、累積した申告価格は 1, 0 0 0 円未満を切捨てる。

(B) 統計数量への換算処理

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。

なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。

(7) 代表輸出統計品目番号の設定処理

当該申告が大額申告の場合にのみ行う。

申告価格算出処理により取得した申告価格^{*4}の一番高い欄の輸出統計品目番号の上位4桁を代表輸出統計品目番号として設定する。

NACCS用コード欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力されている場合は、代表輸出統計品目番号にはならない。

(※4) 申告価格の統合処理により統合された場合は、統合後の申告価格

(8) あて先部門の決定処理

輸出統計品目番号欄等に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。ただし、あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

(9) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(10) 蔵置部門の決定処理

申告税関官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

申告税関官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(11) 申告等番号の払出し処理

申告等番号を払い出す。

ただし、輸出申告等事項の訂正の場合は、払出しを行わない。

(12) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

EDC業務により申告条件「I」（搬入時申告）、「K」（開庁時搬入後申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の情報を解除する。

(13) 輸出申告DB処理

①入力内容を輸出申告DBに登録・更新する。

②輸出申告等事項の訂正の場合で、輸出申告DBに通関士審査結果が登録されている場合は、その旨を取り消す。

(14) インボイス・パッキングリストDB処理

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストDBに輸出申告等事項登録がされた旨を登録する。

(15) 添付ファイル管理DB処理

輸出申告等事項の訂正のときで、入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(16) ライセンスDB処理

輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合で、以下のいずれかに該当する場合は、「外為法 突合情報登録（JTZ）」業務を自動起動する旨を登録する。

①すべてのライセンスについて、ライセンスDBに裏書が不要な旨が登録されている場合

②輸出申告等事項の訂正の場合で、突合情報DBが登録されている場合

(16) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①申告官署と通関予定蔵置場を管轄している税関官署または申告予定者（入力なかった場合は当該事項登録入力者）に係る認定通関業者用申告先官署が異なる場合。（自由化申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告は除く。）

②統合処理後の輸出統計品目番号毎の申告価格がシステムに設定されている単価の範囲以外の場合。

③貨物に事故情報が登録されている場合。

④輸出貿易管理令別表コード欄に申告価格合計の範囲を限定するコードの入力がある場合に、当該コー

ド毎の申告価格合計がその範囲を超える場合。

⑤貨物が通関予定蔵置場に搬入されていない場合。（特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告は除く）

⑥輸出貨物情報DBが登録されていない場合（航空のみ）

⑦邦貨換算後の「FOB価格」が、邦貨換算後の「インボイス価格」より大きい場合。

⑧入力された輸出管理番号にかかる貨物情報が見本持出許可となっているが、「見本持出確認登録（MHO）」業務が行われていない場合。

(1718) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別および大額・少額識別により画面コードを指定する必要がある。

なお、指定可能な画面コードと申告等種別の組み合わせは以下の通りであり、使用できない組み合わせの場合はエラーとなる。（画面コードと大額・少額識別の組み合わせはチェックしない。）

指定する画面			選択条件	
システム	画面コード	画面名	申告等種別	大額・少額識別
海上	S E L	輸出申告（大額）	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	S E S	輸出申告（少額）	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	S T L	特定輸出申告（大額）	「T」の場合	「L」の場合
	S T S	特定輸出申告（少額）	「T」の場合	「S」の場合
	S G L	展示等積戻し申告（大額）	「G」の場合	「L」の場合
	S G S	展示等積戻し申告（少額）	「G」の場合	「S」の場合
航空	A E L	輸出申告（大額）	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	A E S	輸出申告（少額）	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	A T L	特定輸出申告（大額）	「T」の場合	「L」の場合
	A T S	特定輸出申告（少額）	「T」の場合	「S」の場合
	A G L	展示等積戻し申告（大額）	「G」の場合	「L」の場合
	A G S	展示等積戻し申告（少額）	「G」の場合	「S」の場合